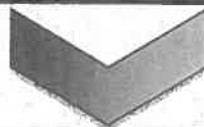


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月22日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 出 崎 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 6日 午前 9時00分から 令和 7年11月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月19日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月28日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 7年11月20日 午前 9時20分から 令和 7年11月25日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	16,840,000 13,472,000	一括	3,368,000	55,718	11,939
1	8,640,000				
2	8,200,000				

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区豊玉南二丁目25番地1

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

床 面 積

1階	705.54平方メートル
2階	694.60平方メートル
3階	694.60平方メートル
4階	481.05平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 豊玉南二丁目25番1の28

建物の名称 104号

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 1階部分 44.97平方メートル

所有者 A

2 所 在 練馬区豊玉南二丁目

地 番 25番1

地 目 宅地

地 積 1295.86平方メートル

共有者 A 持分10000分の236



物 件 明 細 書

令和 7年 9月26日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 出 崎 恵

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

転借人Bが占有している。原賃借人合同会社F P a n d A Pの賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区豊玉南二丁目25番地1
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
床 面 積 1階 705.54平方メートル
2階 694.60平方メートル
3階 694.60平方メートル
4階 481.05平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 豊玉南二丁目25番1の28
建物の名称 104号
種 類 住宅
構 造 鉄筋コンクリート造1階建
床 面 積 1階部分 44.97平方メートル
所有者 A

2 所 在 練馬区豊玉南二丁目
地 番 25番1
地 目 宅地
地 積 1295.86平方メートル
共有者 A 持分10000分の236



令和7年(ケ)第151号
令和7年5月15日受理
令和7年7月9日提出
(評価人：菱村寛)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中野真英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区豊玉南二丁目25番地1
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
床 面 積 1階 705.54平方メートル
2階 694.60平方メートル
3階 694.60平方メートル
4階 481.05平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 豊玉南二丁目25番1の28
建物の名称 104号
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造1階建
床 面 積 1階部分 44.97平方メートル
所有者 A

2 所 在 練馬区豊玉南二丁目
地 番 25番1
地 目 宅地
地 積 1295.86平方メートル
共有者 A 持分10000分の236



不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		東京都練馬区豊玉南二丁目25番13-104号（メゾンドール野方）	
建物		物件1	
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
管理費等の状況	管理費等の月額は以下のとおり 管理費 13,500円 修繕積立金 20,650円	令和7年6月12日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 計136,600円 令和7年3月分～令和7年6月分 ☐ 遅延損害金（年 %） ☐ 「その他の事項」欄参照	
管理費等の照会先	株式会社東急コミュニティー		
その他の事項			
土地		物件2	
現況地目	☒ 宅地（物件2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本件土地上に上記区分建物を所有し、一棟の建物の敷地として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある	地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ 合同会社FPandAP	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫	
関係人の陳述及び提示文書の要旨		☐ 陳述(()) ☒ 文書(☒ 回答書、契約書)	
占有権原		☒ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借	
占有開始時期		令和5年10月20日	
最初の契約等	契約日	令和5年10月20日	
	期間	令和5年10月20日から ☒ 令和9年10月19日まで 4年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	☒ 所有者 ☐ その他()	
	借主	☒ 占有者 ☐ その他()	
賃料・支払時期		毎月金105,000円 (毎月末日限り当月分払) ☐ 前払() ☐ 相殺()	
敷金・保証金		☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 ☐ 保証金) 金 円	
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☒ 転貸可	
その他		上記賃料のほかに月額5,000円の管理費あり	
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (転借人)	1. 私は、本件建物を合同会社FPandAPから賃借（転借）して家族とともに住んでいます。 2. 賃貸借契約書を提示します。 3. ペットは飼っていません。 4. 本件建物は、大きな不具合はありませんが、床面の一部が少し凹んでいたり、収納扉の建付けがよくないなどということがあります。 (令和7年6月9日、令和7年6月16日面接聴取)
■ C (申立債権者担当従業員)	1. 本件請求債権は、所有者に対し、自己居住用物件の購入資金として融資されたものです。 (令和7年7月3日電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執行官の意見

1. 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 本件マンションの占有状況等は次のとおりであった。
 - ① 本件マンション1階集合郵便受け及び玄関表札のいずれにも氏名等の表示はなかった。
 - ② 初回臨場時及び立入調査時のいずれも転借人Bが在宅していた。
 - ③ 所有者からは、回答書及び賃貸借契約書が提出された。転借人Bからは、賃貸借契約書が提示された。原賃借人である合同会社FPandAPからは回答書及び賃貸借契約書が提出された。
 - ④ 関係人からは、「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取した。
 - ⑤ ライフライン調査の結果、水道局から、本件建物の水道契約者は転借人Bであり、水道使用開始日は令和5年12月27日である旨の回答書が提出された。
 - ⑥ 本件建物は、室内に家具や日常生活用品等があり、個人の居宅として使用されていた。
3. 上記現場の状況、前記関係人の陳述、提出・提示された回答書・賃貸借契約書、ライフライン調査の結果等から、本件建物の占有状況は3枚目に記載のとおりと認められた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

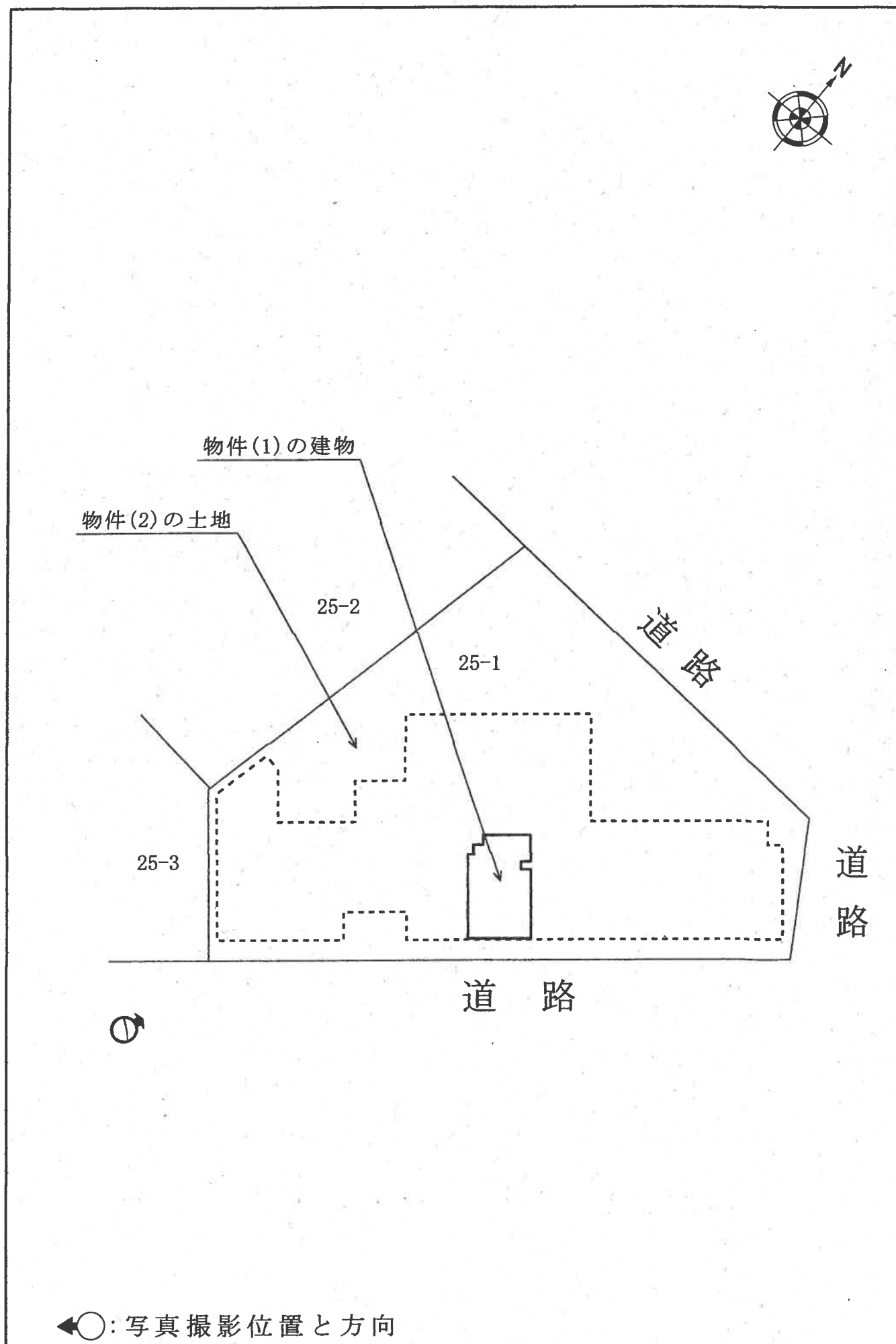
調査の経過

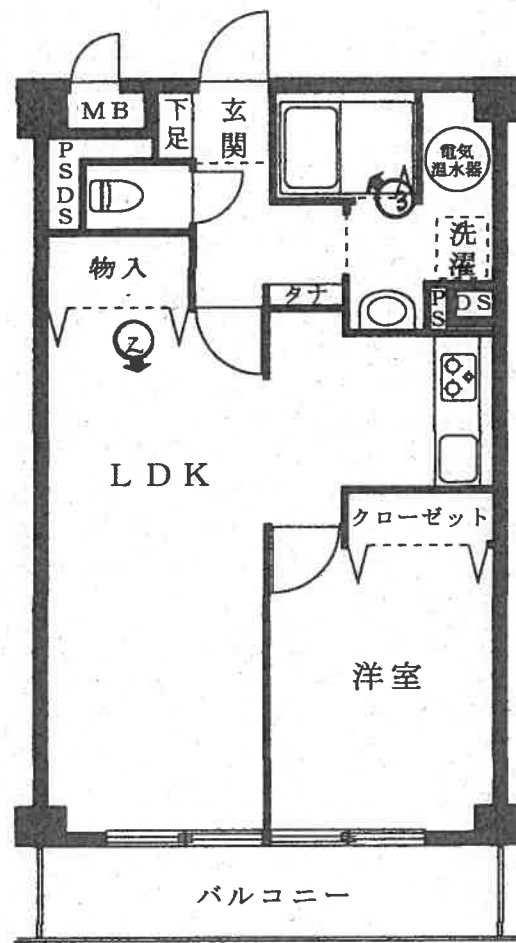
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和7年5月16日	当庁（郵便）	■ライフライン照会（水道）
令和7年6月6日	当庁（郵便）	■所有者に照会書送付
令和7年6月9日 9：15－9：40	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 □図面作成 □評価人同行 ■転借人Bから面接聴取 ■占有者に対する臨場日時通知書・照会書交付
令和7年6月10日	当庁（FAX）	■管理費等に関する調査
令和7年6月16日 9：54－10：07	物件所在地	■物件確認 ■物件調査（立入調査） ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行 ■転借人Bから面接聴取
令和7年6月17日	当庁	■法人登記情報取得（合同会社FPandAP）
令和7年6月18日	当庁（郵便）	■合同会社FPandAPに照会書送付
令和7年7月3日 16：30－16：32	当庁（電話）	■申立債権者担当従業員Cから聴取

(特記事項)

- 令和 7 年 6 月 1 6 日
目的物件が不在で施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
-

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり



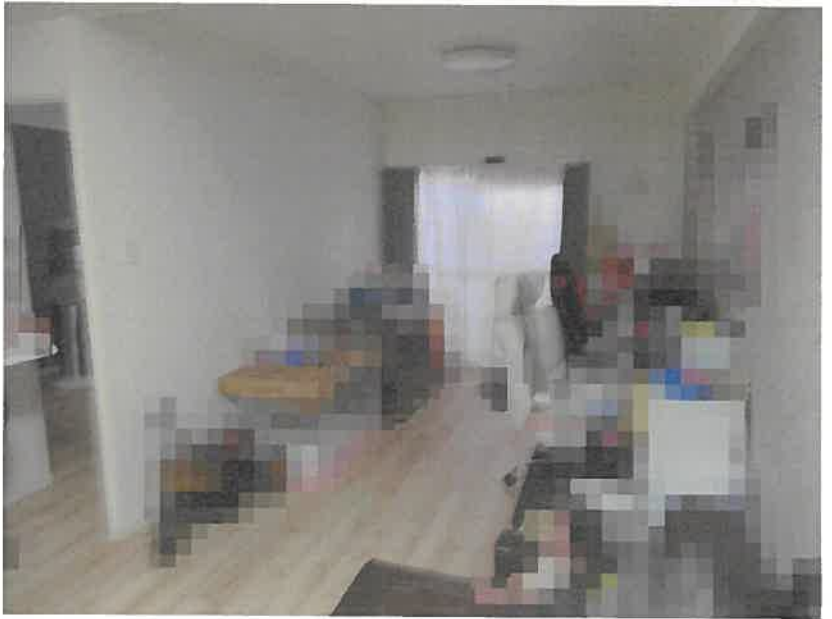


◀○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和 7 年（ケ）第 151 号

令和 7 年 6 月 16 日 現地調査

令和 7 年 7 月 10 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 菱 村 寛

第 1 評価額

一括価格	
金 16,840,000 円	
内訳価格	
物件 1 (建物)	金 8,640,000 円
物件 2 (土地)	金 8,200,000 円

1. 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条）を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件 2 の内訳価格は物件 1 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 1 の内訳価格は当該土地利用権等付きの建物の価格である。

第 2 評価の条件

1. 本件評価では、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求める。
したがって、求めるべき評価額は、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるため法定手続きを取らなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）などの特殊性を反映した価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行い、調査日以降発生した物件の現状変化は原則として考慮しない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な範囲に限る。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づく。

第3 目的物件

番号	登記	現況
物件1	次の物件目録記載のとおり	住居表示：練馬区豊玉南2-25-13 マンション名：メゾンドール野方 部屋番号：104号
物件2	次の物件目録記載のとおり	
番号	特記事項	

※現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

令和 7年(ケ) 第 151号

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区豊玉南二丁目25番地1
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
 床 面 積 1階 705.54平方メートル
 2階 694.60平方メートル
 3階 694.60平方メートル
 4階 481.05平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 豊玉南二丁目25番1の28
 建物の名称 104号
 種 類 居宅
 構 造 鉄筋コンクリート造1階建
 床 面 積 1階部分 44.97平方メートル
 所有者 A

2 所 在 練馬区豊玉南二丁目
 地 番 25番1
 地 目 宅地
 地 積 1295.86平方メートル
 共有者 A 持分10000分の236

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件2）

位置・交通	西武新宿線「野方」駅から北方へ道路距離約 1km（徒歩約 13 分）に、西武池袋線ほか各線「練馬」駅から南方へ道路距離約 1.2km（徒歩約 15 分）に位置する。 附属資料「位置図」を参照。															
付近の状況	通称「環七通り」沿いに中高層の共同住宅や沿道型店舗等の建ち並ぶ地域															
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 指定建蔽率 指定容積率 防火規制 その他	市街化区域 準住居地域 60% 300% 防火地域 第 2 種高度地区（最高 25m）、環状七号線桜台・栄町・豊玉地区 沿道地区計画														
画地条件	地積（登記） 形状 間口・奥行 地勢 その他	1,295.86 m ² 略台形の角地 南東側間口約 50m・奥行最大約 35m 台地上の緩やかな起伏地														
接面道路の状況等	目的土地は、次の道路に概ね等高に接面する角地である。 <table><tr><td>方位</td><td>幅員・種別</td><td>建築基準法</td><td>備考</td></tr><tr><td>南東側</td><td>約 25～30m 都道</td><td>42 条 1 項 1 号</td><td>通称「環七通り」</td></tr><tr><td>北側</td><td>約 11m 区道</td><td>42 条 1 項 1 号</td><td></td></tr></table>				方位	幅員・種別	建築基準法	備考	南東側	約 25～30m 都道	42 条 1 項 1 号	通称「環七通り」	北側	約 11m 区道	42 条 1 項 1 号	
方位	幅員・種別	建築基準法	備考													
南東側	約 25～30m 都道	42 条 1 項 1 号	通称「環七通り」													
北側	約 11m 区道	42 条 1 項 1 号														
土地の利用状況等	物件 1 を含む一棟の建物の敷地に供用されている。建物の配置は、附属資料「建物図面」を参照。															
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり（敷地へ引き込んでいる） あり（敷地へ引き込んでいる） あり（敷地へ引き込んでいる）														
目的物件の敷地利用権	権利の種類 持分割合	所有権（敷地権登記はない） 236／10000														
特記事項	□本件マンションの建築確認時（昭和 53 年 12 月）の公法規制 「環七通り」から 20m 以内：第 2 種住居専用地域、指定建蔽率 60%、指定容積率 200% 「環七通り」から 20m 超：住居地域、指定建蔽率 60%、指定容積率 200%															

2. 建物の概況及び利用状況（物件 1）

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	メゾンドール野方	
建物の用途	共同住宅（家族世帯向け住戸×42戸）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日	昭和 54 年 4 月 14 日新築（登記）
	経過年数	約 46 年
	経済的残存耐用年数	約 15 年
構造等	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建
	延床面積	2,575.79 m ² （登記）
	その他	旧耐震基準による設計と見られる。
仕様	外壁	吹付タイルほか
	その他	
設備等	エレベータ、宅配ボックス、管理事務室、集会室（203 号室）、駐車場、駐輪場、 ごみ置場ほか	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合	あり
	管理会社	株式会社東急コミュニティー
	管理形態	委託管理
管理の状況	普通	
特記事項	□建築確認など（建築確認台帳などによる）	
	建築確認等	建築確認：3688（S53.12.6） 完了検査：3697（S54.4.14）
	建築主	クボタハウス株式会社
	施工者	大成建設株式会社
	土地	敷地面積 1,301.34 m ²
	計画建物	RC 造 4F 共同住宅 延べ面積 2,597.68 m ²
	備考	建築確認時の基準容積率は 200%であったことから、実際使用容積率は、現在の基準容積率を下回る。

(2) 専有部分の概要

構造・種類	鉄筋コンクリート造 1 階建・居宅	
位置	1 階（104 号室）・中間住戸 主要開口部の方位：南東向き	
床面積	専有面積	44.97 m ² （登記）
	現況床面積	60.66 m ² （固定資産課税台帳）
間取り	1LDK	
バルコニー等	南東側にバルコニーがある。 バルコニーと正面街路との間に目隠し用の植栽がある。	
仕様	天井 内壁 床 設備 その他	ビニルクロスほか ビニルクロスほか フローリングほか 電気温水器、キッチン、浴室・洗面台、トイレほか
保守管理の状態	普通	
管理費等	管理費	月額 13,500 円（令和 7 年 6 月 12 日現在、以下同じ）
	修繕積立金	月額 20,650 円
	その他	
	滞納額	136,600 円
	遅延損害金	回答なし
利用状況等	借家契約（注）に基づき、転借家人が居住している。	
特記事項		

（注）借家契約（この項は西暦を用いる）

	原借家契約	転借家契約
当事者	貸主：目的物件の所有者 借主：合同会社 FPandAP	貸主：合同会社 FPandAP 借主（転借家人）：個人
占有開始日	2023 年 10 月 20 日	2023 年 12 月 26 日
契約期間	2023 年 10 月 20 日から 4 年間	2023 年 12 月 26 日から 2 年間
月額賃料等	賃料：105,000 円	賃料：103,000 円、共益費等：5,000 円
敷金	なし	103,000 円
備考	転貸目的	

第5 評 価

本件は区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断される。そこで、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1. 基礎となる価格

①建付地価格（物件2）

物件 番号	更地価格単価		地積 ウ	建付増減価 エ	共有持分 オ	建付地価格 カ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ				
2	667,000 円/㎡	×0.93	×1,295.86 ㎡	×0.90	×236/10000	=17,070,000 円

- ア. 標準画地価格：次の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して、地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、間口・奥行・規模等が標準的な中間画地を想定した。

地価調査 練馬（基）5-10

(公示価格等)	(時点修正)	(標準化補正)	(地域格差)	(規準価格)
795,000 円/㎡	×109/100	×100/100	×100/130	=667,000 円/㎡
(上3桁未満四捨五入)				

- ・時点修正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率。
- ・標準化補正：公示地等の画地条件を考慮して、補正率を査定した。
- ・地域格差：公示地等の所在地域の特性（駅に近い、利便性が優る等）を考慮して、地域格差を査定した。
- イ. 個別格差：目的土地の画地条件（略台形の角地など）を考慮して、個別格差を査定した。
- ウ. 地積：登記数量
- エ. 建付増減価：建物と敷地との適応状態（実際使用容積率は基準容積率を下回る等）を考慮して、修正率を査定した。
- オ. 共有持分：登記記録による。
- カ. 建付地価格：1万円未満を四捨五入した。

②建物価格（物件 1）

類似建物の建築費等と比準して目的建物の再調達原価を求め、これに耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を次のとおり求めた。

物件番号	再調達原価 ア	現況床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
1	330,000 円／㎡	× 60.66 ㎡	× 0.22	= 4,400,000 円

ア. 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ. 現況床面積：固定資産課税台帳による共用部分の按分面積を含む床面積

ウ. 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を次のとおり査定した。

経過年数約 46 年、経済的残存耐用年数約 15 年、観察減価率 10%（管理の状況等を考慮）

経済的残存耐用年数 ÷（経過年数 + 経済的残存耐用年数）×（1 - 観察減価率）＝現価率

15 年 ÷（46 年 + 15 年）×（1 - 0.10）＝0.22（小数第 3 位を四捨五入）

エ. 建物価格：1 万円未満を四捨五入した。

2. 敷地利用権等価格

物件番号	建付地価格 ア	敷地利用権等割合 イ	敷地利用権等価格 ウ
2	17,070,000 円	× 0.40 場所的利益	= 6,830,000 円

ア. 建付地価格：前記 1①

イ. 敷地利用権等割合：本件は分離型の区分所有建物及びその敷地であり、建物に帰属する場所的利
益（建物収去の困難性に基づく価値）が認められる。本件では、法的な保護の期待、建物の状況
等を考慮して、価値割合を査定した。

ウ. 敷地利用権等価格：1 万円未満を四捨五入した。

3. 積算価格

前記 1 で求めた基礎となる価格について、土地は敷地利用権等価格を控除し、建物は敷地利用権等価格を加算し、さらに、価格補正、個別格差修正等を行い、積算価格を次のとおり求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	敷地利用権等価格の 控除及び加算 (円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価修正 オ	積算価格 (円) カ	価格構成比 キ
1	(4,400,000	+6,830,000)	×1.10	×0.94	×1.00	=11,610,000	52.3%
2	(17,070,000	−6,830,000)	×1.10	×0.94	−	=10,590,000	47.7%
積算価格 (合計)						22,200,000	100.0%

- ア. 基礎となる価格：前記 1
- イ. 敷地利用権等価格：前記 2
- ウ. 価格補正：周辺の類似マンション住戸の取引価格水準などを考慮して、補正率を査定した。
- エ. 個別格差：
 - ・階層別修正・・・0.95（目的物件の所在階：4 階建て共同住宅の 1 階）
 - ・位置別修正・・・0.99（目的物件：南東向き中間住戸）
 - ・その他修正・・・1.00
 - ・相乗積・・・ $0.95 \times 0.99 \times 1.00 = 0.94$ （小数第 3 位を四捨五入）
- オ. 占有減価修正：必要なし。
- カ. 積算価格：1 万円未満を四捨五入した。
- キ. 価格構成比：原則として小数第 2 位を四捨五入した。

Ⅱ 収益価格の試算

目的物件の収益力を把握するため、新規に賃貸することを想定して、収益還元法を適用する。目的物件を賃貸することにより保有期間中に得られると予測される純収益の現価の総和に、保有期間末の復帰価格の現価を加えて、DCF 法（Discounted Cash Flow 法）による収益価格を次のとおり試算した。

ただし、収集可能な資料には限界があり、また競売による売却後の現実の賃貸借は特定の当事者間の契約行為によるので、必ずしも想定した純収益等が実現するものではない。

3年間の 純収益の 現価の総和	復帰価格の現価					収益価格
	4年目の 純収益	最終 還元利回り	3年目末の 復帰価格 $I \div U \times (1 - 0.03)$	複利現価率	復帰価格の 現価 $E \times O$	
ア	イ	ウ	エ※1	オ※2	カ	キ
円 1,935,715 (18.7%)	円 690,100	6.6%	円 10,142,379	0.8278	円 8,395,861 (81.3%)	円 10,330,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料を売却価格（ $I \div U$ ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 6.5)^3 = 0.8278 \text{ (小数第5位を四捨五入)}$$

- ア. 3年間の純収益の現価の総和：目的物件を賃貸することにより保有期間中（1～3年目）に得られる純収益を複利現価率で割引いた現在価値の総和。
- イ. 4年目の純収益：保有期間末の翌年の純収益。
- ウ. 最終還元利回り：標準的な還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。
- エ. 3年目末の復帰価格：4年目の純収益を最終還元利回りで除して求めた売却価格から、目的物件の売却に要する仲介手数料を控除した価格。
- オ. 複利現価率：標準的な還元利回り等との均衡を考慮して査定した割引率を用いて算定した。
- カ. 復帰価格の現価：3年目末の復帰価格の現在価値。
- キ. 収益価格：3年間の純収益の現価の総和と復帰価格の現価との合計。1万円未満を四捨五入した。

Ⅲ 評価額の決定

1. 試算価格の調整

積算価格は、不動産価格の費用面に着目して試算した価格である。本件では、土地・建物の価格等を適切に査定した上、類似物件の取引価格水準などを考慮して、不動産価格の取引面も的確に反映したので、精度・規範性とも高い価格を求めることができた。

収益価格は、不動産価格の収益面に着目して試算した価格である。本件では、純収益や還元利回り等を適切に査定したので、精度の高い価格を求めることができた。

以上の検討を踏まえ、積算価格を重視し、収益価格を参酌して、調整後の価格を次のとおり求めた。

積算価格	22,200,000円
収益価格	10,330,000円
調整後の価格	21,500,000円

2. 評価額

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を行い、さらに滞納管理費等相当額の減価、その他の控除を考慮して、評価額を次のとおり決定した。

物件 番号	調整後の価格 (円) ア	価格構成比 イ	市場性修正 ウ	競売市場修正 エ	滞納管理費等 相当額の減価 オ	その他の控除 カ	評価額 (円) キ
1	21,500,000	×52.3%	×1.00	×0.80	×0.96	—	=8,640,000
2		×47.7%	×1.00	×0.80	—	—	=8,200,000
一括価格（合計）							16,840,000

- ア. 調整後の価格：前記 1
- イ. 価格構成比：前記 13 キ
- ウ. 市場性修正：必要なし。
- エ. 競売市場修正：「第 2 評価の条件」の不動産競売市場の特殊性等を考慮して、修正率を査定。
- オ. 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納相当額を考慮して修正を行う。
- カ. その他の控除：買受人の引受けとなる敷金等の預り金を控除する。本件は、控除不要。
- キ. 評価額：1 万円未満を四捨五入した。

第 6 参考価格資料

地価調査 練馬（基）5・10
所在： 練馬区豊玉北 1 丁目 8 番 10 ほか（豊玉北 1-8-10）
価格： 795,000 円／㎡
価格時点： 令和 6 年 7 月 1 日
位置： 「新江古田」駅から道路距離 140m
地積： 393 ㎡
供給処理施設： 水道、ガス、下水
接面街路： 北東側 25m 都道
用途指定等： 近隣商業地域、指定建蔽率 80%、指定容積率 300%、防火地域、高度
地区
地域の概要： 高層店舗付き共同住宅等の建ち並ぶ地域

第 7 附属資料

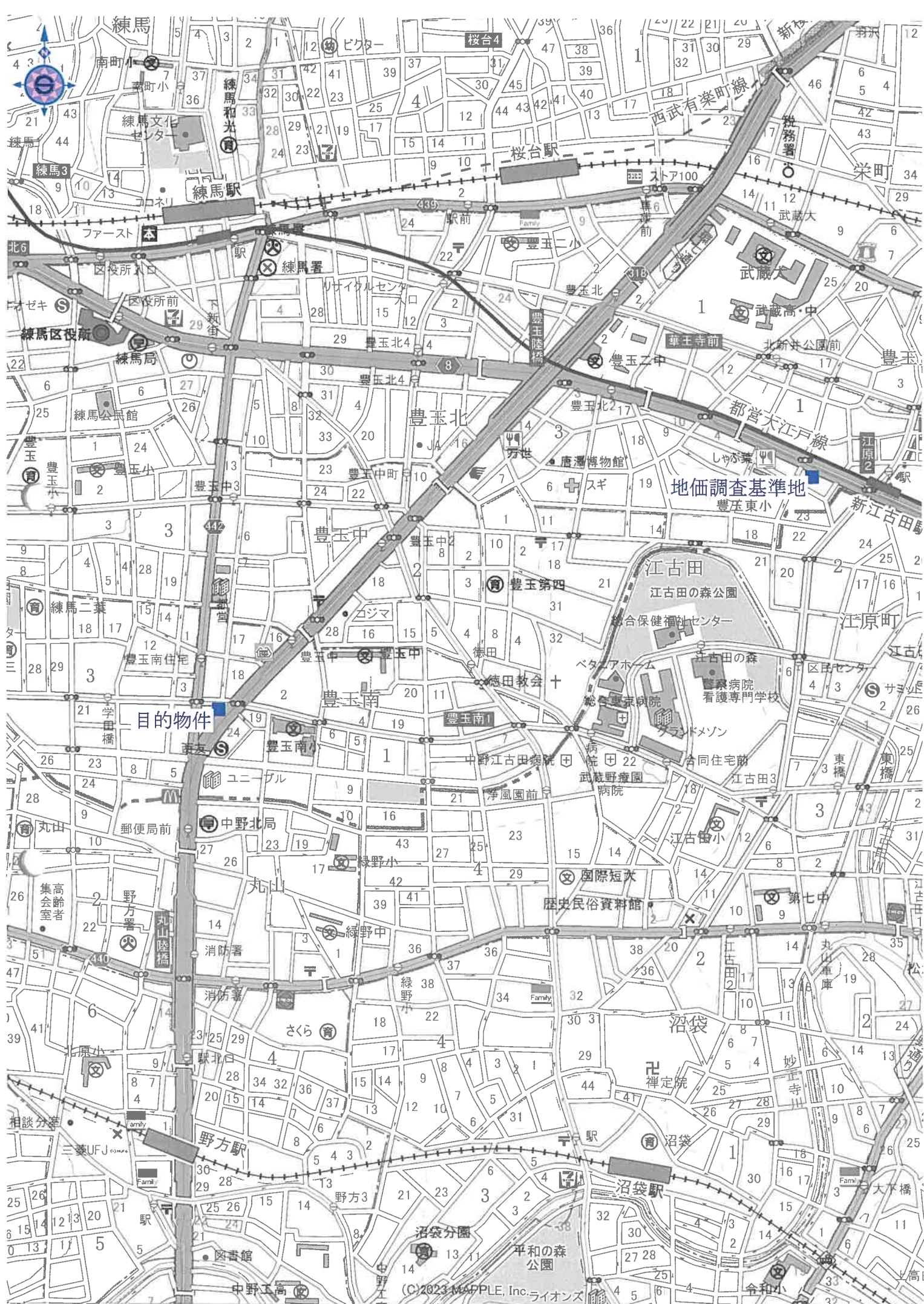
位置図

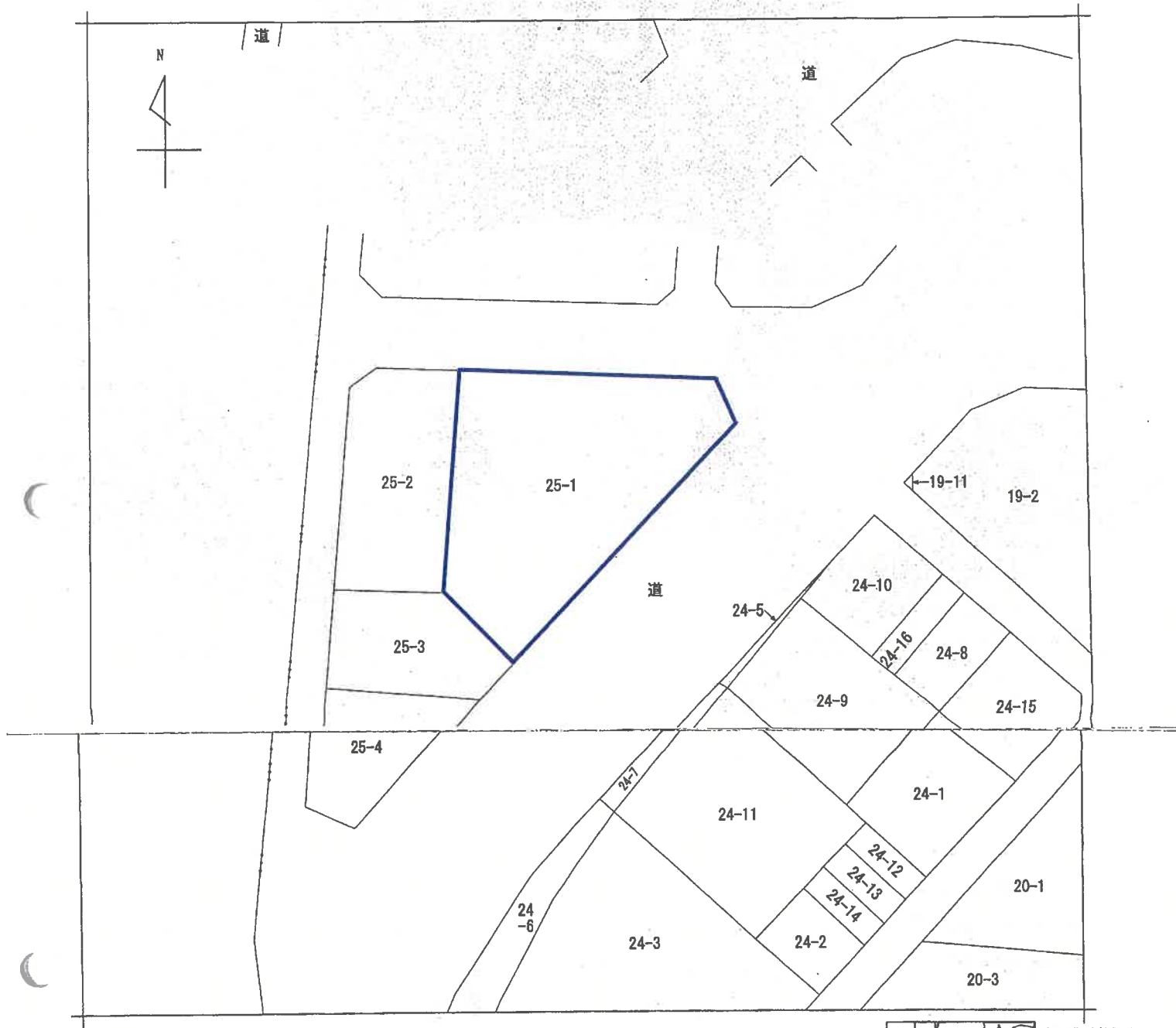
公図写し（A3 判を A4 判に縮小）

建物図面・各階平面図写し（同上）

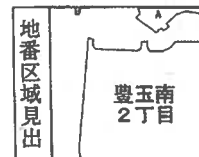
以 上

令和 7 年 7 月 10 日
評価人 不動産鑑定士
菱 村 寛





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 豊玉南2丁目
B 豊玉南2丁目

請求部	所在	練馬区豊玉南二丁目				地番	25番1			
出力 縮尺	1/600	精度 区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)				補記 事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局練馬出張所管轄)

令和7年2月17日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：56-1

(1/1)



登記年月日：昭和54年12月10日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

(東京地政局登録出産所管轄)

令和7年2月17日

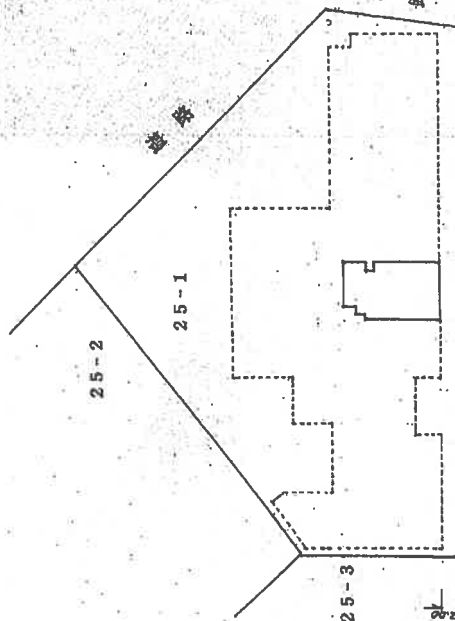
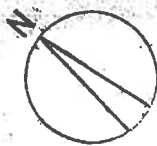
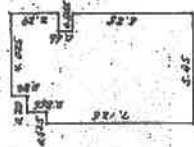
東京地政局中野出産所

登記官

建物図面図

家屋番号	豊玉南2丁目 25番1の2
建物の所在	練馬区豊玉南2丁目25番地1

建物の存する部分 1 階
建物番号が 104号



求 積		床 面 積	
5.85	×	0.865	5.0602
2.29	×	0.865	1.9808
3.16	×	8.80	27.8080
0.80	×	7.98	6.3840
0.525	×	7.125	3.7406
			44.9736

昭和五十四年 豊玉南2丁目
道 路

道 路

153863

1/500

申請人

1/250

作製者

登録番号が5682号

(東京地政局登録出産所管轄)